

大分県報

令和五年
第三七五号
一月十七日

（火曜日）

目次

告示

知事が所管する公の施設の指定管理者の指定（二件）	一
身体障害者福祉法による医師の指定	一
肥料の登録の有効期間の更新	二
肥料の登録の失効	四
土地改良区の定款変更認可（二件）	四
公有水面埋立ての免許の出願	四
道路の供用開始	六
都市計画事業の事業計画の変更認可	六
教育委員会告示	七
教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定	七
特定計量器定期検査の実施	七

○告示

大分県告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月十七日

大分県知事 広瀬勝貞

公の施設の名称

指定管理者

期間

指定年月日

大分県立総合文化センター
大分県立美術館

大分市高砂町二番三十三号
公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団
理事長 御手洗 康

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

令和四年十二月二十七日

大分県告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月十七日

大分県知事 広瀬勝貞

公の施設の名称

指定管理者

期間

指定年月日

大分県リバーパーク犬飼

大分市大字中尾千百十一番地の四
Goap株式会社
代表取締役 伊東志郎

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

令和四年十二月二十一日

大洲総合運動公園

福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目一番一号
ファビルス・プランニング
大分共同事業体
代表者 株式会社ファビルス
代表取締役 野田太

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

令和四年十二月二十一日

大分県告示第十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。

令和五年一月十七日

大分県知事 広瀬勝貞

令和五年一月十七日

大分県報（告示）

一

指定障害区分	医師氏名	勤務場所	指定年月日
肢体不自由	吉崎真吾	九州大学病院別府病院 別府市大字鶴見字鶴見原四五四 六	令四・一二・一五
肢体不自由	中島慎治	大分県済生会日田病院 日田市大字三和六四三番地の七	"
視覚障害	元村憲文	元村眼科 臼杵市洲崎七二番地七五号	"
ぼうこう又は直腸の機能障害 小腸の機能障害 肝臓の機能障害	兒玉孝仁	日出児玉病院 日出町大字川崎八三七一	"
呼吸器の機能障害	松田光展	恵の聖母の家 臼杵市野津町大字都原三六〇一 一二	"

大分県告示第十七号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和五年一月十七日

大分県知事 広瀬 貞

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
大分県肥第一三三号	生石灰	八〇・生石灰	アルカリ分 八〇・〇	その他の規格 該当なし	白石工業株式会社 大阪府大阪市北区中之島二丁目二番七号	令一〇・八・九
大分県肥第一四号	生石灰	六〇・生石灰	アルカリ分 六〇・〇	その他の規格 該当なし	白石工業株式会社 大阪府大阪市北区中之島二丁目二番七号	令一〇・八・九
大分県肥第七八九号	炭酸カルシウム肥料	五三・炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 五三・〇	その他の制限事項は、公定規格のとおり	貝島化学工業株式会社 福岡県福岡市中央区天神一丁目九番一七号	令一〇・一二・一四

大分県肥第七九〇号	消石灰	一五・消石灰	アルカリ成分七〇・〇 可溶性苦土一五・〇	その他の規格 該当なし	古手川産業株式会社 津久見市合ノ元町一番四号	令一〇・一二・二四
大分県肥第八四八号	消石灰	七三・消石灰	アルカリ成分七三・〇 可溶性苦土	その他の規格 該当なし	古手川産業株式会社 津久見市合ノ元町一番四号	令一〇・一二・二四
大分県肥第八四九号	消石灰	七〇・消石灰	アルカリ成分七〇・〇 可溶性苦土	その他の規格 該当なし	古手川産業株式会社 津久見市合ノ元町一番四号	令一〇・一二・二四
大分県肥第九二二号	消石灰	六五・消石灰	アルカリ成分六五・〇 可溶性苦土	その他の規格 該当なし	津久見石灰協業組合 津久見市合ノ元町一番四号	令一〇・七・二四
大分県肥第九二二号	消石灰	六〇・消石灰	アルカリ成分六〇・〇 可溶性苦土	その他の規格 該当なし	津久見石灰協業組合 津久見市合ノ元町一番四号	令一〇・七・二四
大分県肥第九四一号	生石灰	九五・生石灰	アルカリ成分九五・〇 可溶性苦土	その他の規格 該当なし	古手川産業株式会社 津久見市合ノ元町一番四号	令一〇・八・一四
大分県肥第九四三三号	生石灰	二〇・生石灰	アルカリ成分九五・〇 可溶性苦土	その他の規格 該当なし	古手川産業株式会社 津久見市合ノ元町一番四号	令一〇・一二・二四
大分県肥第九四四号	消石灰	二〇・消石灰	アルカリ成分八〇・〇 可溶性苦土	その他の規格 該当なし	古手川産業株式会社 津久見市合ノ元町一番四号	令一〇・一二・二四
大分県肥第九四七号	副産動植物質肥料	片倉醜肥料	窒素全量一・五 加里全量九・〇	その他の規格 該当なし	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	令一一・一二・二四

大分県肥第 九四八号	副産動植 物質肥料	醜醇副 産肥料	窒素全量一 ・五 加里全量九 ・〇	その他の規格 該当なし	ミズホユーキ有限会 社 茨城県土浦市中都町 一丁目五五〇八番地	令一 一・二四
大分県肥第 九六六号	炭酸カル シウム肥 料	六・〇 炭酸苦 土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 六・〇	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	古手川産業株式会社 津久見市合ノ元町一 番四号	令一〇 ・ 九・ 四
大分県肥第 九六九号	炭酸カル シウム肥 料	一〇・ 炭酸 苦土石 灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一〇・〇	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	江藤石灰工業株式会 社 宮崎県都城市金田町 一九四九番地六	令一 一・ 二四
大分県肥第 一〇二〇号	消石灰	六五・ 〇消石 灰	アルカリ分 六五・〇	その他の規格 該当なし	株式会社丸京石灰 津久見市徳浦二〇五 二番地の五	令一〇 ・ 八・ 四
大分県肥第 一〇四二号	混合有機 質肥料	混合有 機質肥 料五・ 四	窒素全量五 ・〇 りん酸全量 四・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	令七 ・ 一・二七
大分県肥第 一〇七八号	混合有機 質肥料	混合有 機質肥 料五・ 二	窒素全量五 ・〇 りん酸全量 二・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	令七 ・ 一〇・ 二六
大分県肥第 一〇八〇号	魚廃物加 工肥料	魚廃物 加工肥 料六・ 六	窒素全量六 ・〇 りん酸全量 六・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	令七 ・ 一〇・ 二六
大分県肥第 一〇八七号	混合有機 質肥料	混合有 機質肥 料八・ 六	窒素全量八 ・〇 りん酸全量 六・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	令七 ・ 一〇・ 二六
大分県肥第 一〇八六号	混合有機 質肥料	混合有 機質肥 料八・ 三	窒素全量八 ・〇 りん酸全量 三・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	令七 ・ 一〇・ 二六
大分県肥第 一〇八四号	混合有機 質肥料	混合有 機質肥 料四・ 三	窒素全量四 ・〇 りん酸全量 三・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	令七 ・ 一〇・ 二六
大分県肥第 一〇八三号	混合有機 質肥料	混合有 機質肥 料六・ 六	窒素全量六 ・〇 りん酸全量 六・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	令七 ・ 一〇・ 二六
大分県肥第 一〇八二号	混合有機 質肥料	混合有 機質肥 料五・ 七	窒素全量五 ・〇 りん酸全量 七・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	令七 ・ 一〇・ 二六

令和五年一月十七日

大分県報(告示)

三

一〇九六号	質肥料	料五二 特号	りん酸全量 二・〇	他の制限事 項は、公定規 格のとおり	東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	一二・ 四
大分県肥第 一〇九七号	混合有機 質肥料	ぼかし 入り混 合有機 質肥料 五三一	窒素全量五 ・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量一 ・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	令七 一二・ 四

大分県告示第十八号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定によ
り、次のとおり肥料の登録は失効した。

令和五年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

登録番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証 成分量 (%)	その他 の規格	生産業者の 氏名又は 名称及び住所	失効 年月日
大分県肥第 九九一号	乾燥菌体 肥料	七・〇 乾燥酵 母肥料 二二	窒素全量七 ・〇 りん酸全量 一・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	興人ライフサイエン ス株式会社 東京都千代田区有楽 町一丁目一番三号	令四・ 一一・ 一

大分県告示第十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改
良区の定款変更を認可した。

令和五年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名	所在地	認可年月日
	大分県知事 広 瀬 勝 貞	

小田井堰土地改良区

佐伯市

令四・一二・二三

大分県告示第二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改
良区の定款変更を認可した。

令和五年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

豊後高田市

令四・一二・二三

浦田土地改良区

大分県告示第二十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有
水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 出願の年月日

令和四年十二月十六日

二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

第一区域

津久見市大字四浦字鳩浦一五八一番一に接する里道の地先の県道六一一号から一五六

三番四の地先の無番地に至る土地の地先の公有水面

第二区域

津久見市大字四浦字鳩浦一五六三番七に接する県道六一一号の地先の無番地から七四

2 区域

八〇番二に接する里道の地先の無番地に至る土地の地先の公有水面

第一区域

次の各地点を順次に結んだ線及び27の地点と1の地点を結ぶ令和四年の秋分の満潮位（D・L・プラス一・九九六メートル、T・P・プラス一・〇二メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 1の地点 津久見市にある国土地理院大峰三等三角点（北緯三三度三分三三秒〇二七度二六分〇〇秒一、〇八五・六〇メートルの地点）
- 2の地点 1の地点から一七六度〇二分二秒一・四一メートルの地点
- 3の地点 2の地点から八六度〇二分二秒三・一〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一七六度〇二分二秒九・六五メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二六六度〇二分二秒三・一〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一七六度〇二分二秒二・三八メートルの地点
- 7の地点 6の地点から八六度〇二分二秒一・〇〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一七六度〇二分二秒三・三〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二六六度〇二分二秒一・〇〇メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一七六度〇二分二秒二・三八メートルの地点
- 11の地点 10の地点から八六度〇二分二秒三・一〇メートルの地点
- 12の地点 11の地点から一七六度〇二分二秒一・〇・五六メートルの地点
- 13の地点 12の地点から一七六度〇二分二秒一・〇〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一七六度〇二分二秒三・五八メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二六六度〇二分二秒三・一〇メートルの地点
- 16の地点 15の地点から一七六度〇二分二秒二・三八メートルの地点
- 17の地点 16の地点から八六度〇二分二秒一・〇〇メートルの地点
- 18の地点 17の地点から一七六度〇二分二秒三・三〇メートルの地点
- 19の地点 18の地点から二六六度〇二分二秒一・〇〇メートルの地点
- 20の地点 19の地点から一七六度〇二分二秒二・三八メートルの地点
- 21の地点 20の地点から八六度〇二分二秒三・一〇メートルの地点
- 22の地点 21の地点から一七六度〇二分二秒八・三六メートルの地点
- 23の地点 22の地点から一七六度〇二分二秒六・一二メートルの地点
- 24の地点 23の地点から二六六度〇二分二秒三・一〇メートルの地点

第二区域

次の各地点を順次に結んだ線及び66の地点と46の地点を結ぶ令和四年の秋分の満潮位（D・L・プラス一・九九六メートル、T・P・プラス一・〇二メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 25の地点 24の地点から一七六度〇二分二秒三・八八メートルの地点
- 26の地点 25の地点から一七六度〇二分二秒三・〇〇メートルの地点
- 27の地点 26の地点から一七六度〇二分二秒二・〇一メートルの地点
- 46の地点 基点から一三度五六分〇〇秒九九六・〇三メートルの地点
- 47の地点 46の地点から一五二度〇二分三六秒二・〇三メートルの地点
- 48の地点 47の地点から六二度〇二分三六秒一・〇〇メートルの地点
- 49の地点 48の地点から一五二度〇二分三六秒四・五〇メートルの地点
- 50の地点 49の地点から二四二度〇二分三六秒一・〇〇メートルの地点
- 51の地点 50の地点から一五二度〇二分三六秒三・四七メートルの地点
- 52の地点 51の地点から一五二度〇二分三六秒一・〇〇メートルの地点
- 53の地点 52の地点から一五四度〇五分一七秒五・〇〇メートルの地点
- 54の地点 53の地点から一五九度四五分〇九秒五・〇〇メートルの地点
- 55の地点 54の地点から一六五度二九分〇六秒五・〇〇メートルの地点
- 56の地点 55の地点から一七一度一二分五二秒五・〇〇メートルの地点
- 57の地点 56の地点から一七六度五六分三九秒五・〇〇メートルの地点
- 58の地点 57の地点から一八二度四〇分二五秒五・〇〇メートルの地点
- 59の地点 58の地点から一八八度二四分二六秒五・〇一メートルの地点
- 60の地点 59の地点から一九二度一六分五四秒五・〇〇メートルの地点
- 61の地点 60の地点から一九五度五四分二九秒一・〇〇メートルの地点
- 62の地点 61の地点から二〇一度三八分一五秒一・〇〇メートルの地点
- 63の地点 62の地点から二〇七度二二分〇二秒一・〇〇メートルの地点
- 64の地点 63の地点から二一三度〇五分四八秒一・〇〇メートルの地点
- 65の地点 64の地点から二一八度四二分〇〇秒一・〇〇メートルの地点
- 66の地点 65の地点から二二〇度二九分一九秒五・九八メートルの地点

3 面積

- 第一区域 一、〇六三・九七平方メートル
- 第二区域 九〇九・五七平方メートル
- 計 一、九七三・五四平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

施行第一区域

津久見市大字四浦字鳩浦一五八一番二に接する里道の地先の県道六一一号の地先の無番地から一五六三番四の地先の無番地に至る土地の地先の公有水面

施行第二区域

津久見市大字四浦字鳩浦一五六三番四に接する無番地から七四八一番三の地先の無番地に接する県道六一一号の地先の無番地に至る土地の地先の公有水面

2 区域

施行第一区域

次の各地点を順次に結んだ線及びEの地点とAの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 基点から九度四四分二秒一、〇八三・七九メートルの地点

Bの地点 Aの地点から二七二度一分一八秒三六・〇一メートルの地点

Cの地点 Bの地点から二六二度四七分二秒三〇・七〇メートルの地点

Dの地点 Cの地点から一七二度四七分二秒一〇〇・〇〇メートルの地点

Eの地点 Dの地点から八二度四七分二秒五九・三六メートルの地点

施行第二区域

次の各地点を順次に結んだ線及びACの地点とAAの地点とを結んだ線により囲まれた区域

AAの地点 基点から九度三六分三六秒九二五・七二メートルの地点

ABの地点 AAの地点から一二三度〇七分四三秒四〇・五八メートルの地点

ACの地点 ABの地点から一二二度一三分五六秒四〇・七一メートルの地点

3 面積

施行第一区域 八、五七七・二五平方メートル

施行第二区域 八、三一三・三五平方メートル

計 一六、八九〇・六〇平方メートル

五 埋立地の用途

道路用地・ふ頭用地

六 縦覧の場所

大分県農林水産部漁港漁村整備課及び津久見市役所

七 縦覧の期間

令和五年一月十七日から
令和五年二月六日まで

大分県告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年一月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年一月十七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道新城山香線

豊後高田市新城字上ヤシキ一四九四番四から
豊後高田市梅木字ホリタ一四二二番一まで

令五・一・三一

大分県告示第二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和五年一月十七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画道路事業

三・四・九十八号 由原浜新地線

三 事業施行期間

変更前 平成二十四年五月二十二日から令和五年三月三十一日まで

変更後 平成二十四年五月二十二日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月十七日

大分県教育委員会

公の施設の名称	指定管理者	期間	指定年月日
福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目一番一号 ファビルス・プランニング 大分共同事業体 代表者 株式会社ファビルス 代表取締役 野田 太		令和五年四月一日から 令和十年三月三十一日まで	令和四年十二月二十一日

○公 告

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。

令和五年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する特定計量器

実施の区域	実施の期間	実施の場所
由布市	令和五・五・九から 令和五・八・八まで （日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）	特定計量器の所在場所
豊後高田市	令和五・五・二三から 令和五・八・二二まで （ " " ）	"

日出町	令和五・六・六から 令和五・九・七まで （ " " ）	"
宇佐市	令和五・六・二〇から 令和五・九・一九まで （ " " ）	"
中津市	令和五・七・四から 令和五・一〇・三まで （ " " ）	"
姫島村	令和五・九・五から 令和五・一二・四まで （ " " ）	"
国東市	令和五・九・六から 令和五・一二・五まで （ " " ）	"
杵築市	令和五・九・一九から 令和五・一二・一八まで （ " " ）	"
別府市	令和五・一〇・一一から 令和六・一・一〇まで （ " " ）	"

実施の区域	実施の期間	実施の場所
由布市	令和五・五・九から 令和五・五・一二まで （ " " ）	由布市役所
豊後高田市	令和五・五・二三から 令和五・五・二六まで （ " " ）	豊後高田市役所
日出町	令和五・六・六から 令和五・六・七まで （日曜日及び土曜日 を除く。）	日出町役場
宇佐市	令和五・六・二〇から 令和五・六・二九まで （日曜日及び土曜日 を除く。）	宇佐市役所
中津市	令和五・七・四から 令和五・七・二一まで （日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）	中津市役所
姫島村	令和五・九・五 （ " " ）	姫島村役場
国東市	令和五・九・六から 令和五・九・一二まで （日曜日及び土曜日 を除く。）	国東市役所
杵築市	令和五・九・一九から 令和五・九・二二まで （ " " ）	杵築市役所

令和五年一月十七日

大分県報（告示・教育委告示・公告）

	<p>別府市</p> <p>令和五・一〇・一一から 令和五・一〇・二五まで (日曜日及び土曜日を除く。)</p> <p>別府市役所</p>
	<p>令和五年一月十七日</p> <p>大分県報(公告)</p> <p>八</p>